

# 第5期伊達市地域福祉計画

## 概要版（案）



令和6年3月

北海道伊達市



## 1 地域福祉の必要性

近年、私たちの地域社会を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化、価値観や生活様式の多様化などにより、これまで地域社会が果たしてきた助けあいや支えあいなどの機能が低下し、地域住民同士のつながりが希薄になってきています。

新型コロナウイルスの感染拡大により、人と人との交流の場が制限され、地域活動が収縮・停滞したことでより一層深刻さを増しています。

また、虐待、ひきこもり、孤独死、犯罪の巧妙化など地域福祉をめぐる課題は複雑化・深刻化しており、これらの課題解決へ向けた取組が求められています。

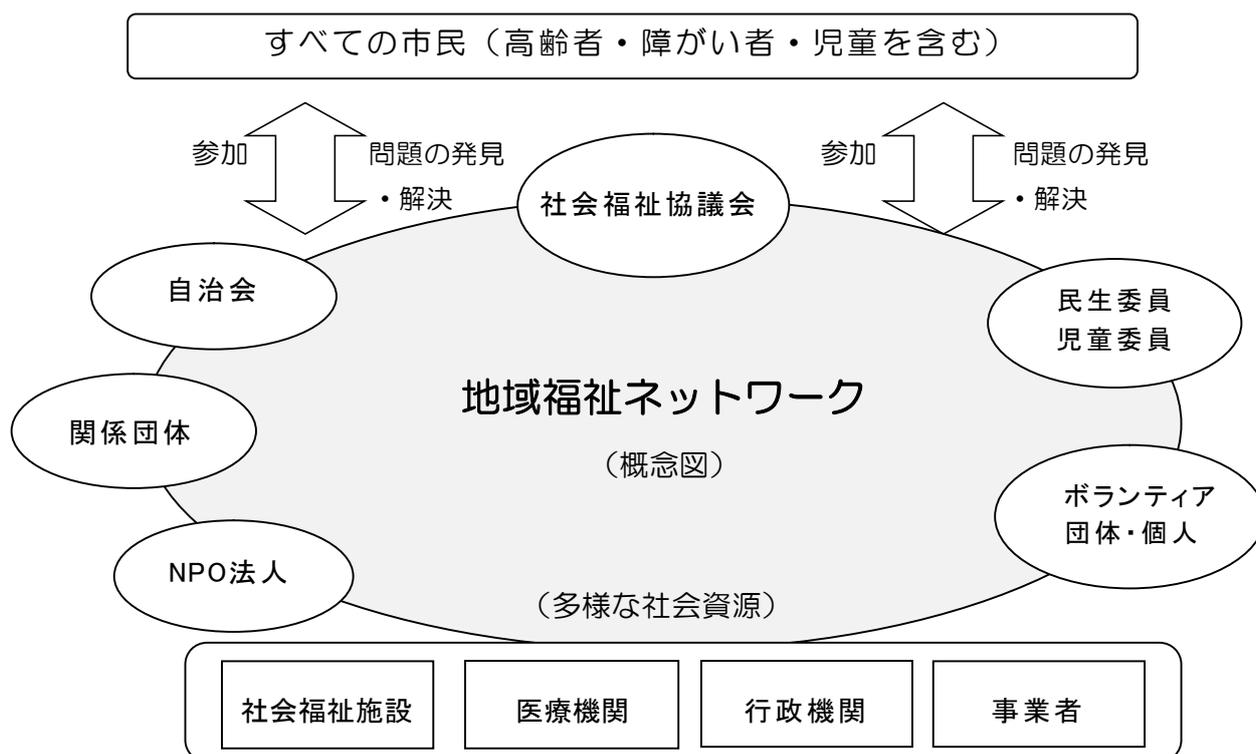
こうした中で、公的なサービスだけでは対応が極めて難しい状況になっていることから、地域における住民相互の助けあいや支えあいがますます重要な課題になっています。

地域住民が地域の課題を「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現が求められています。

また、個人や家族で抱える複合的課題への包括的な支援を行っていくため、関係機関との協働体制の構築が重要になっています。

## 2 地域福祉とは

市民の積極的な参加のもとで、行政、自治会、社会福祉協議会、事業者、ボランティア・NPO など地域の中で多様な主体が相互に協力しあい、全ての人が地域社会の一員として、尊厳をもって地域で暮らしていけるように自らの地域の個性ある福祉をつくり上げること。



### 3 各計画との関係

本計画は、「第7次伊達市総合計画」を上位計画とした地域福祉を推進する計画で、基本理念や基本目標、今後の取組方策を示したものです。

総合計画に掲げる本市の将来像“みんなが豊かさを感じられる市民幸福度最高のまち”を推進するため、高齢者や障がい者、子ども・子育て世代など福祉分野において策定している個別計画の上位計画として位置づけます。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しており、地域福祉と連動させて推進していくものです。

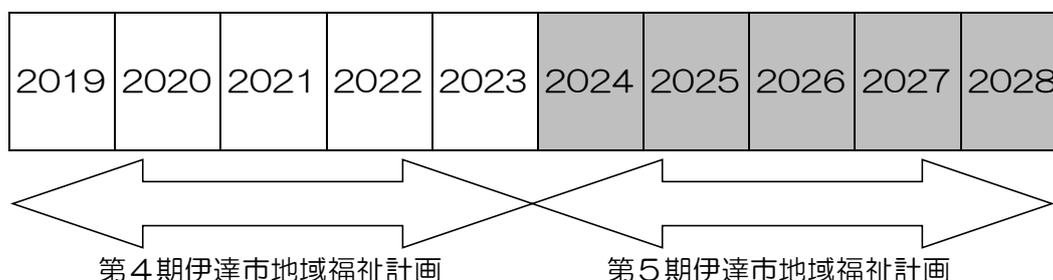
#### ○ 保健福祉分野の個別計画

区分	計画の呼称	計画期間	根拠法	担当部署
法定計画	伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期計画）	2024~2026 （3か年）	老人福祉法 介護保険法	高齢福祉課
	第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画	2020~2024 （5か年）	子ども・子育て支援法	子育て支援課
	第4期伊達市障がい者計画	2024~2028 （5か年）	障害者基本法	社会福祉課
	第7期伊達市障がい福祉計画	2024~2026 （3か年）	障害者総合支援法	社会福祉課
	第3次健康づくり伊達21	2024~2035 （12か年）	健康増進法	健康推進課
	第2次伊達すこやか親子21	2016~2024 （9か年）	母子保健法（関連法令）	健康推進課

### 4 計画の期間

本計画は、2024年度から2028年度までの5か年計画とします。

国や道の動向、社会情勢、福祉関連制度の改正、市民のニーズの変化など必要に応じて計画の見直しを進めることとします。



## 5 基本理念

本計画は、第7次伊達市総合計画で定める市の将来像「みんなが豊かさを感じられる市民幸福度最高のまち」の方針を受け、第4期計画の基本理念を踏襲し、心身ともに健康で住民同士が支えあい、助けあいながら、誰もが心豊かに安心して生涯を過ごすことができる地域福祉体制を構築するため、次のとおり基本理念を掲げます。

基本理念『やさしい心がかよいあう愛のあるまち』

## 6 基本目標

基本理念の実現に向けて、市民と行政、社会福祉協議会、事業者などが連携して地域福祉を推進していくため、第4期計画の基本目標を踏襲し、取組を進めます。

### ○基本目標1 参加と交流による安全・安心な地域づくり

高齢者や障がい者などの自立した生活を地域が支えていくため、見守りや日常生活の支援が欠かせません。

住み慣れた地域で安全・安心に生きいきと暮らせるよう、社会参加を促して交流やふれあいを深めるとともに、自主防災活動や避難行動要支援者の避難支援の手助けを地域とともに行うことができる組織体制づくりを進め、市民が互いに尊重しあい、支えあい、助けあう、人にやさしい地域づくりを目指します。

### ○基本目標2 地域福祉の担い手づくり

地域福祉を推進するためには、活動の担い手が広がる仕組みが必要です。福祉意識の醸成はもとより、市民活動やボランティア活動を担う人材を確保・育成するとともに、市民の自主的な活動を広げていくための支援やネットワーク化を図るなど、市民が生きがいをもって社会参加できる基盤づくりを目指します。

### ○基本目標3 多様なサービス提供の仕組みづくり

福祉ニーズが多様化している今日、市民が身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、地域包括ケアシステムの構築を進め、効果的な情報提供や相談支援体制を整え、利用者が自分に合ったサービスを選択し、安心して利用できるサービス提供の仕組みづくりを目指します。

### ○基本目標4 地域福祉ネットワークの体制づくり

地域における福祉ネットワークを核として、子どもや高齢者、障がい者などを見守る組織づくりを目指すとともに、ボランティア団体や当事者団体、行政関係機関など相互の連携強化とネットワークづくりを目指します。

## 7 計画推進にあたって

地域福祉計画を推進していくためには、市民、各種団体、市など多様な主体が、お互いの責任と役割を果たしながら、計画の実現に向けて協働して取組を進めていくことが必要です。SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえながら各個別計画の着実な推進と連携を図り進めていくこととします。

### 1 協働による推進体制の構築

- (1) 市民の役割：地域福祉の担い手、地域活動やボランティア活動の役割
- (2) 地域の役割：互助・共助、他団体との連携協力による地域福祉活動の強化・充実
- (3) 事業者の役割：質の高いサービスの提供、情報提供、利用者の権利擁護
- (4) 市の役割：福祉施策の推進、関係機関・各種団体・事業者から情報収集

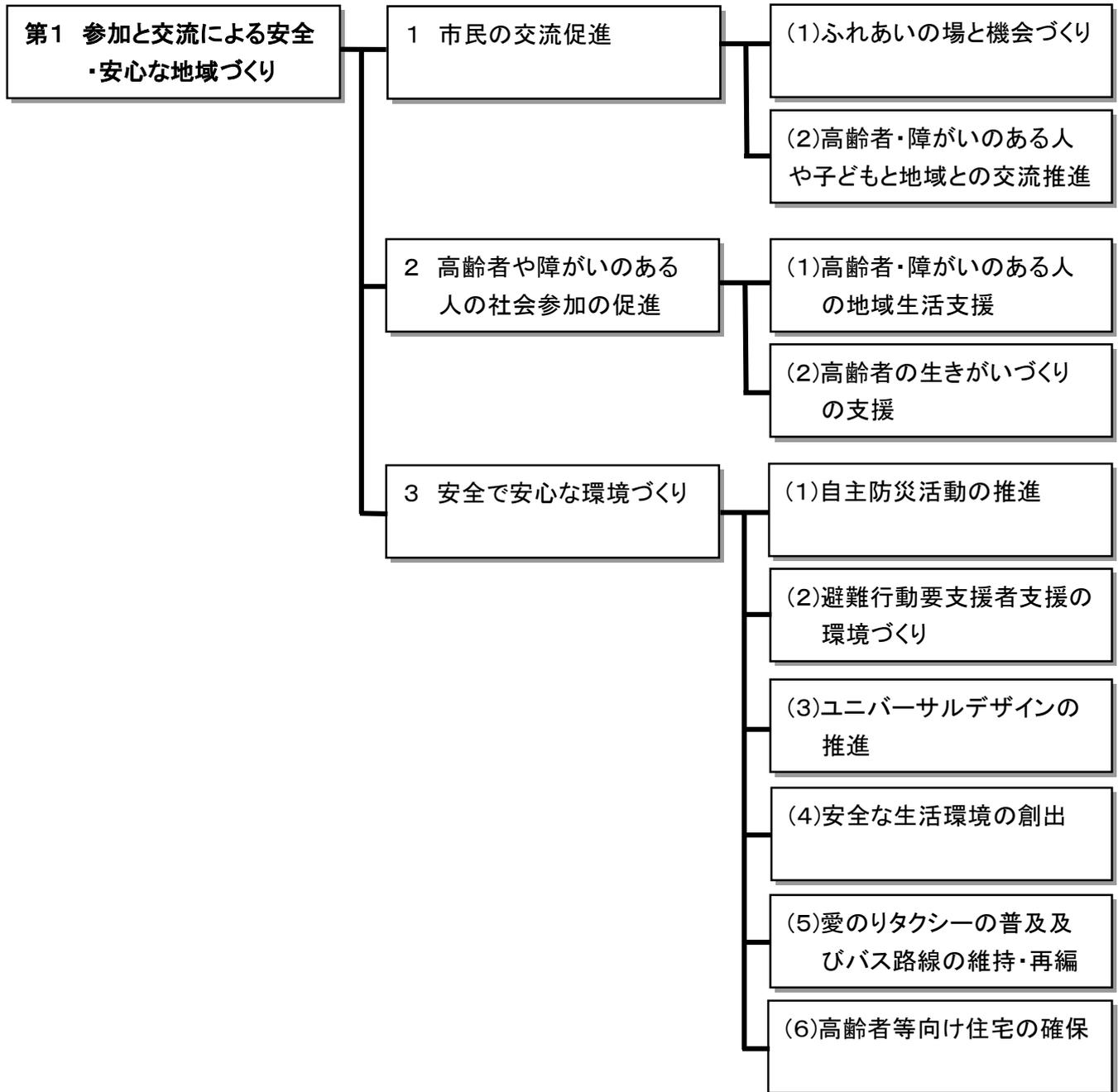
### 2 計画の見直しと外部連携

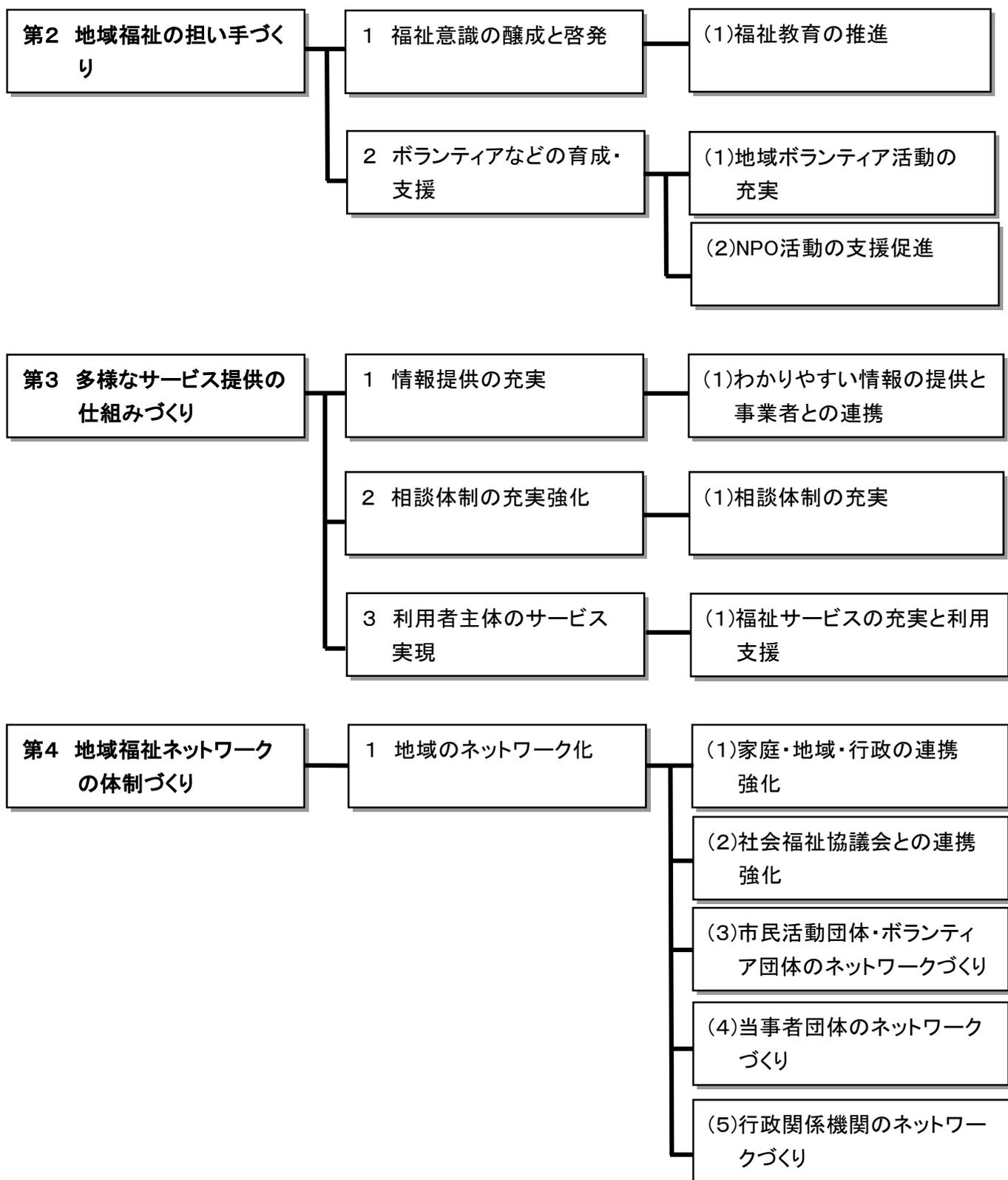
庁内組織の「伊達市地域福祉計画策定会議」を中心として各個別計画との必要な調整を行うほか、国や道などの動向、社会情勢、福祉関連制度の改正、市民ニーズの変化など、必要に応じて計画内容の見直しを進めるものとします。

また、地域福祉を推進するにあたって、市単独では解決困難な課題や広域的な対応がより効果的な問題などについては、国や北海道あるいは近隣市町との連携のなかでその解決を目指します。

## 8 計画の内容

### ○ 計画の体系





## **第1 参加と交流による安全・安心な地域づくり**

### **1 市民の交流促進**

#### **(1) ふれあいの場と機会づくり**

##### **今後の取組**

##### **① 住民同士が交流できる場づくり**

アパートやマンション住まいなどで住民同士のつながりが希薄になっていることから、住民が社会活動や地域活動など、あらゆる分野に参加できる機会や環境づくりを進め、積極的に参加する意識を育みます。

また、子どもから高齢者まで幅広い市民が交流できる仕組みや機会をつくり、様々な価値観のある人たちが共に協力しあうまちづくりを推進していきます。

##### **② 地域の連携による支援体制づくり**

自治会、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などと連携を図り、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などに対し、在宅福祉サービスの実施や見守り支援、健康づくり活動など、地域の支援体制づくりや困ったときに支えあうネットワークづくりを推進します。

#### **(2) 高齢者・障がいのある人や子どもと地域との交流推進**

##### **今後の取組**

##### **① 世代間交流の促進**

コミュニティセンターなどの集会所を活用し、高齢者や障がいのある人、子育て中の親や子どもなど様々な世代が楽しく自由に交流できる場を確保していきます。

保育所の児童が老人ホームを訪問し、歌やお遊戯などを通じた交流を行うほか、児童生徒による福祉施設でのボランティア活動を実施するなど、引き続き多様な交流を進めていきます。

##### **② 障がいのある人と地域との交流促進**

地域、社会福祉協議会などと連携して、障がいのある人の地域活動への参加を促します。

聴覚に障がいのある人には手話通訳者を派遣するとともに、引き続き手話通訳協力員の養成を行っていきます。

また、視覚に障がいのある人には、カラーユニバーサルデザインや外出支援などの取組を行い、引き続き障がいのある人が地域住民と交流しやすい環境づくりを進めていきます。

## **2 高齢者や障がいのある人の社会参加の促進**

### **(1) 高齢者・障がいのある人の地域生活支援**

#### **今後の取組**

#### **① 高齢者・障がいのある人の孤立化を防止し、地域生活を支援**

閉じこもり、認知症、寝たきりなどを防ぐためには、高齢者などの外出を支援することが大切です。住民同士が継続して介護予防に取り組むことができるように自主グループの立ち上げと活動支援を実施し、介護予防や重度化防止を図ります。

また、自治会や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブなどの見守りや声かけなどによって高齢者や障がいのある人の孤立化を防ぎ、支援を受けながら地域の中で持続的に生活することができるよう進めていきます。

#### **② 地域の見守り活動の推進**

日常生活において問題が発生した場合に、近所や自治会、行政などに迅速に情報が伝わり、地域や住民がすぐに支援できる体制づくりを地域と協働して進め、問題発生を未然に防ぐ、あるいは見逃さない体制を整備していきます。

また、生活支援体制整備事業により、住民同士で日常の困りごとへの対応や見守り活動など、地域での支えあい、助けあう体制づくりを進めていきます。

#### **③ 障がいのある人の就労機会の確保**

障がいのある人の雇用を促進するため、胆振日高障がい者就業・生活支援センター「すて〜じ」の活用により事業所との連携体制の整備と強化を図るとともに、ハローワークや関係機関からの情報提供を基に制度などの周知を行います。

### **(2) 高齢者の生きがいつくりの支援**

#### **今後の取組**

#### **① 高齢者の社会参加の促進**

高齢者の社会参加は、知識や経験が生かされるだけでなく生きがいにもつながることから、各種ボランティア活動の周知や参加しやすい環境づくりを進めるなど、必要な支援を行っていきます。

また、介護予防教室は、これまで実施していない地域で開催し、活動の普及と新たな地域での自主活動グループの発足を目指します。

さらに、いきいき百歳体操を普及させるため、指導者などリーダー的役割を担う人材の養成講座をはじめ、音楽健康指導士を含めたボランティアの活躍の場を広げることができるよう、社会福祉協議会と連携して取り組みます。

## ② 高齢者の就労機会の確保

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス事業をシルバー人材センターに委託したことにより、就労の場の確保に繋がっています。

引き続き、生活支援サービス担い手育成研修をはじめとした研修の実施や雇用の場の創出を進めます。

また、広報紙での周知など、シルバー人材センターの地域に密着した活動を支援し、高齢者の就業機会の拡大や社会参加、生きがいの充実を促進します。

## 3 安全で安心な環境づくり

### (1) 自主防災活動の推進

#### 今後の取組

#### ① 防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市民の防災意識向上などを目的に、防災アドバイザーによる広報紙へのコラム掲載や防災講演会を実施します。

また、市内各地区での避難訓練や、地域全体での大規模な防災訓練を実施し、地域と協働のもと市民の防災意識を高めるための支援を行うとともに、新しい情報伝達のあり方を検討します。

#### ② 自主防災組織の結成促進

自治会を中心とする自主防災組織は、地域の防災に重要な役割を果たすことから、組織の結成を支援し、資器材の整備費や活動経費の助成を引き続き行っていきます。

また、「自主防災組織結成の手引き」を活用するなど、一層の周知を図ります。

### (2) 避難行動要支援者支援の環境づくり

#### 今後の取組

#### ① 避難行動要支援者の把握と支援体制の構築

「伊達市避難行動要支援者対策計画」に基づき作成された避難行動要支援者名簿を活用し、実効性のある避難支援を図ります。

また、警察、消防、自治会、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員など関係者で情報を共有し、災害発生に備えた支援体制を構築していきます。

#### ② 地域ぐるみによる支援体制の整備

「伊達市避難行動要支援者対策計画」に基づき指定された福祉避難所、自治会（自主防災組織）及び各関係機関と避難訓練を実施するなど、災害時の連携確認を進めます。

### (3) ユニバーサルデザインの推進

#### 今後の取組

##### ① 計画段階における市民の参画

バリアフリーのための改修や公共施設の新たな建設にあたっては、今後も計画段階から利用者などの様々な意見が反映できるように進めていきます。

##### ② 安全な歩行者空間の確保

点字ブロックの設置や歩道の段差解消を引き続き行うとともに、新施設については点字案内板を設置するなどユニバーサルデザインの考え方を導入し、安全な歩行空間を確保していきます。

### (4) 安全な生活環境の創出

#### 今後の取組

##### ① 高齢者や子どもを含めた生活者の視点に立った防犯や交通安全

自治会にLED防犯灯の設置などを補助し、児童の安全確保のため学校通学路に防犯灯の設置を行うとともに、各地域の防犯協会や警察機関と協力し、市内のパトロールや街頭啓発を引き続き行っていきます。

近年、車上荒らしや窃盗の被害が多く発生し、不審者情報も依然として多く寄せられていることから、犯罪の防止や犯罪に遭わないための意識啓発と情報提供を行います。

また、犯罪に巻き込まれないための知識や防止策について、犯罪被害の具体例や相談方法なども情報提供を行っていきます。

児童生徒には交通安全教室などを実施し、交通ルールやマナーを身につける取組を行っていきます。

さらに、増加する高齢者ドライバーの交通事故防止について、関係機関と協力して、高齢ドライバーの自覚を促す取組や、運転免許証の自主返納に繋がる取組を進めます。

### (5) 愛のリタクシーの普及及びバス路線の維持・再編

#### 今後の取組

##### ① 愛のリタクシーの利用拡大

高齢者の生活の足の確保を図るとともに、地域経済の活性化を図ることを目的としており、認知度向上を目的とした広報紙による周知活動や利用者の利便性の向上のために随時サービスの見直しを行い、利用拡大に努めます。

## ② バス路線の維持・再編

人口減少と高齢社会に対応した交通体系の確立に向けて、市内に存在する交通資源の実態把握や過去に行われた各種調査の結果分析などを通じて、市民を取り巻く交通の現状を把握し、まちにふさわしい地域交通体系を検討します。

## (6) 高齢者等向け住宅の確保

### 今後の取組

#### ① 住宅確保要配慮者向け住宅の確保

「伊達市住生活基本計画」に基づき、住宅確保要配慮者向けの公営住宅の確保を行い、住宅困窮度に応じた入居への対応を引き続き行っていきます。

高齢者などの世帯については、1階の住宅への入居を案内することとしていますが、従前から2階以上の入居者で生活に支障をきたしている世帯については、1階の住宅への住み替えを推進していくとともに、今後、老朽化などにより大規模な内部改修が行われる場合には、段差の解消や手すりの設置、浴室の整備など、高齢者や障がいのある人の特性に配慮した住宅改善を推進します。

また、※2伊達ウェルシーランド構想のひとつである民間活力を利用した高齢者向けの優良賃貸住宅（伊達版安心ハウス）の啓発に努め、空き家を有効活用して、生活の安定や自立の促進に係る取組を進めます。

## 第2 地域福祉の担い手づくり

### 1 福祉意識の醸成と啓発

#### (1) 福祉教育の推進

### 今後の取組

#### ① 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援

特別支援教育に対するニーズは高まっており、就学前など早い段階から保護者が特別支援教育について理解を深められるよう、教育相談や特別支援教育の説明を行い、保護者との情報共有を図っていきます。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、レクリエーションや体験活動をともに楽しめる交流の場やイベントを実施していきます。

#### ② 人権教育・啓発の推進

地域に暮らす人たちがともに支えあう社会意識を育むために、人権についての知識を学び、主体的に活用し、人権を尊重する態度を育むための人権教育や啓発を進めていきます。

### ③ 福祉に関する学習機会の提供

地域の特長や資源を活かし、学校教育など様々な福祉に関する学習機会の提供を通して知的関心を深めるとともに、体験を通してボランティア活動の理解と関心を高めていきます。

## 2 ボランティアなどの育成・支援

### (1) 地域ボランティア活動の充実

#### 今後の取組

#### ① ボランティアネットワークの整備

社会福祉協議会において各団体の情報発信や交流会を引き続き行っていきます。ボランティア団体同士の交流を通して活動の活性化を図り、ネットワーク機能の充実を進めていきます。

#### ② 活動拠点の活用と相談窓口の充実

ボランティアセンターを設置し、引き続きボランティアの受付や斡旋を行います。今後もボランティアをしたい人、受けたい人のニーズを集約し、円滑なサービスの提供・利用が進むよう、相談窓口の充実を図ります。

#### ③ 担い手の確保と人材育成

市民のボランティア活動への参加を促すため、「胆振地区地域支え合い活動推進セミナー」などの参加を支援していきます。福祉への理解や知識を深めることで、地域でのボランティア活動を担える人材の育成を図ります。

#### ④ 地域活動の情報交流の充実

ボランティア活動を普及するためには、地域と密接に連携する必要があることから、地域やNPO、ボランティア団体による活動情報を収集し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携を図るため、ボランティアフォーラムなどを通して情報交流と連携強化を図ります。

#### ⑤ 学校におけるボランティア活動

学校教育においては、総合的な学習の時間を活用して、老人ホームや福祉施設でのボランティア活動を継続していきます。

今後も地域の高齢者や障がいのある人との交流や、ボランティア体験を通して福祉意識の啓発を推進します。

#### ⑥ 青少年によるボランティア活動

成長過程の中でボランティア活動を体験することで、社会性や心豊かな人間性が育まれることから、地域と協働して青少年によるボランティア活動を推進していきます。

また、次代の福祉の担い手として継続して活動に取り組めるように、青少年のボランティア活動への理解とボランティアサークルの結成を促進します。

## (2) NPO活動の支援促進

### 今後の取組

#### ① NPOの活動拠点の整備・支援の促進

NPO団体の活動紹介や各種イベントの告知、情報収集・発信などの様々な活動を支援します。

市民活動団体の健全な発展を促すため、NPO法人設立に関する情報提供や、構成員が固定化、高齢化している団体の運営について支援する取組を進めます。

また、市民活動センターやコミュニティセンターが活動の場として利用できるよう推進します。

## 第3 多様なサービス提供の仕組みづくり

### 1 情報提供の充実

#### (1) わかりやすい情報の提供と事業者との連携

### 今後の取組

#### ① 福祉サービスの情報提供の検討

福祉サービスに関する情報は市ホームページや広報紙に掲載しているほか、最新情報はfacebookやLINEでも公開しており、引き続き様々なツールで誰でもわかりやすい福祉サービスの情報提供の充実に努めていきます。

また、福祉に関するパンフレットを各窓口で配布するなど、継続した情報提供に取り組めます。

#### ② 福祉事業者に関する情報提供の推進

福祉サービスの質の向上を図るため、民間事業者などに対し事業内容の公開に取り組むよう継続した働きかけを行うとともに、市ホームページや独立行政法人福祉医療機構が運営している福祉・保健・医療の情報を総合的に提供している情報サイトなどを通して、福祉サービスの内容や費用について積極的に情報提供を行います。

### 2 相談体制の充実強化

#### (1) 相談体制の充実

### 今後の取組

#### ① 福祉サービス全般に関する相談や苦情等解決の推進

市や事業所で解決できないものについては、その内容に応じた適切な対応ができるよう、ケース会議やサービス利用調整会議を開催し、関係機関との連絡体制を確立します。高齢者や障がい者、子どもなどに関する各種相談・虐待の通報を受け付けるとともに、市ホームページでも虐待防止を継続的に呼びかけていきます。

## ② 子育ての相談支援の推進

子どもたちが健やかに育ち、保護者が子育てに喜びを感じながら生活できるよう、子育てに関する多様な相談支援を継続していきます。

乳幼児の定期健診では、それぞれの年齢に合わせて発育や発達の状況を確認するとともに、引き続き育児に関する相談を受け付け、指導を行っていきます。

また、今後も地域子育て支援拠点において、乳幼児と保護者が交流できる場を確保しながら相談や情報提供などの支援を行っていきます。

すべての家庭が安心して子育てができるよう、引き続き関係機関や庁内において連携しながら一体的な支援を進めるとともに、相談支援体制の充実に努めていきます。

## 3 利用者主体のサービス実現

### (1) 福祉サービスの充実と利用支援

#### 今後の取組

#### ① 日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業は、高齢者や障がいにより判断能力が不十分な方に、福祉サービスの手続や日常生活における金銭管理の支援などを目的とした事業です。

制度が広く浸透されるよう市ホームページなどを通して普及啓発に努めるほか、地域包括支援センターや民生委員・児童委員と連携して対象者を把握し、利用の促進を図っていきます。

#### ② 成年後見制度等の普及・利用促進

誰もが住み慣れた地域で、地域の人たちと支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるような支援が求められています。

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利を守る援助者を選任することで、本人を法律的に支援する制度です。

本市では、社会福祉協議会において成年後見支援センターを開設し、引き続き相談や利用支援のほか、広報などの普及啓発を進めていきます。

また、市民後見人の育成のため市民後見人養成講座を開催し、市民が成年後見の知識や理解を深める取組を行っていきます。

今後は、市民後見人の活動を支援するため、社会福祉協議会において市民後見人の後見監督人を務めるほか、社会福祉法人などにおける法人後見の導入を推進するための取組を進めます。

### ③ 地域での生活を支える基盤の確保

「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「健康づくり伊達21」、「伊達すこやか親子21」に基づき、多様なサービスを計画的に整備するとともに、利用者の視点に立った円滑なサービス提供に努めます。

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築されるよう、地域や関係機関との連携を一層強化するとともに、同一事業所で介護保険サービスと障害福祉サービスを受けられる「共生型サービス」の提供体制の整備を促進します。

地域共生社会の実現に向けて、その土台となる地域力の強化を図っていきます。

## 第4 地域福祉ネットワークの体制づくり

### 1 地域のネットワーク化

#### (1) 家庭・地域・行政の連携強化

##### 今後の取組

##### ① 福祉委員との連携

社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手の一人である福祉委員の育成や資質の向上を支援して地域福祉の充実に努めます。

また、社会福祉協議会が作成した「福祉委員活動の手引き」の活用を図ります。

##### ② 地域におけるネットワーク支援体制

事業者協力による高齢者等地域見守り活動（※2もしかしてネット）に引き続き取り組んでいきます。地域における市民と事業者が一体となって子どもや高齢者、障がいのある人などの見守り組織づくりを促進し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう地域生活課題を把握し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立に向けて取り組みます。

また、山下町の高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に配置したL S A（生活援助員）を活用して、周辺地域に対する高齢者などの地域見守り活動を進めます。

活動を行う組織が連携・協力して地域で支えあうネットワークの構築を図ります。

### ③ 生活困窮者等を支えるネットワーク体制の確立

何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間」にある人や生活困窮者に関する相談などが増えている中で、伊達市生活困窮者自立支援協議会の活動を強化し、関係機関と連携を図りながら定期的な訪問を行うなど、自立した生活が送れるよう支えるネットワーク体制を確立します。

### ④ 再犯防止の取組を推進するための地域での支援体制

地域で犯罪が繰り返されることなく、誰もが安全で安心して生活することができるような社会を構築するため、法務省関係機関・北海道・※1保護司・※2協力雇用主会などと連携を図ります。

また、保護司会や更生保護女性会の活動、更生保護サポートセンターの運営の支援を行うとともに、再犯防止についての広報や「※3社会を明るくする運動」などを行い、再犯防止への理解を地域に深める活動を行います。

再び地域社会で生活することができるよう就労や住居を確保するための支援を行い、早い社会復帰を目指すとともに、地域での支援体制づくりを確立していきます。

### ⑤ 地域連携ネットワークの構築と整備

地域に暮らすすべての人が尊厳をもってその人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」を構築します。

権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、速やかに適切な支援を行うとともに、意思決定の支援や身上保護を重視した支援体制の構築を目指していきます。

また、地域連携ネットワークが適正に機能するよう中核機関を整備し、様々な支援の内容を検討するとともに、関係機関が連携強化していくための協議会を運営するなどコーディネートを担う役割を確立していきます。

## (2) 社会福祉協議会との連携強化

### 今後の取組

#### ① 社会福祉協議会との連携

民生委員・児童委員、自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブなどの地域活動を行う団体が相互に連携補完しあって地域福祉の向上・充実に向けた体制づくりを推進していくために、地域福祉の推進役となる社会福祉協議会とより一層の連携強化を図ります。

また、地域における各種福祉サービスの相談支援、ボランティア活動への支援、共同募金運動への支援など社会福祉協議会と連携し、強化に努めます。

さらに、社会福祉協議会が主体的に地域福祉活動の中心となり、地域活動を行う団体のコーディネーターの役割を強化していきます。

### **(3) 市民活動団体・ボランティア団体のネットワークづくり**

#### **今後の取組**

##### **① 市民活動団体・ボランティア団体のネットワークづくり**

市民活動支援員が市民活動団体の立ち上げ支援やネットワークづくりを行っていくほか、情報共有や組織化が進んでいくよう意見交換などを通して各団体と連携して活動を促進していきます。

### **(4) 当事者団体のネットワークづくり**

#### **今後の取組**

##### **① 当事者団体のネットワークづくり**

各団体間の情報提供やネットワークづくりを進め、利用者主体のサービス提供に努めます。

また、様々な当事者の組織や活動を支援していくことで、活動の場を確保し、地域における理解と支援の輪を広げていきます。

### **(5) 行政関係機関のネットワークづくり**

#### **今後の取組**

##### **① 市役所内の全庁的な体制の強化**

地域生活に課題を抱える人を包括的に支援していくため、引き続きケース会議などを通して介護・福祉・保健・医療を含めた庁内部局の横断的な連携体制の強化を進めます。

## 第5期伊達市地域福祉計画

概要版（案）

発行 令和6年 3月 策定

編集 北海道伊達市健康福祉部社会福祉課

〒052-0024

北海道伊達市鹿島町20番地1

TEL (0142) 82-3193